

4・5条許可申請書類一覧表

(正・副本 2通提出)

- 1 許可申請書-----所定の様式 (正本、副本ともに押印・捺印要)
- 2 添付書類 (副本はコピー可)
 - 事由書 (用地の選定理由 (他所の検討資料)、事業の概要等)
 - ① 土地の登記事項証明書 (3ヶ月以内のもの・原本) -----法務局
 - ② 位置図-----住宅地図等の写しに位置を表示
 - ③ 地籍図 (公図) (3ヶ月以内のもの・原本) -----法務局
※隣接地の地番が確認できるように取得してください。
隣接地が地区外になっている場合は、その部分の地籍図も必要です。
 - ④ 見取図-----③の地籍図のコピーに隣接する地番、地目、所有者、耕作者を記入 (地籍図原本には何も記入しないでください。)
 - ⑤ 固定資産税名寄帳-----市役所税務課
 - ⑥ 住民票・登記事項証明書等
 - ・ 個人の場合----譲受人が市外に住民票を有する場合は必要
 - ・ 法人の場合----法人の登記事項証明書 (3ヶ月以内のもの)
定款の写し (原本証明要)
 - ⑦ 農振法の農用地区域除外証明書-----市役所産業創造課
 - ⑧ 事業計画図
 - ・ 建物 (住宅・倉庫等) -----配置図、平面図、立面図 (建築申請と同じもの)、用排水計画図
 - ・ 資材置場・駐車場等-----土地利用計画図、用排水計画図**※転用地に余り地がないように注意してください!!**
※太陽光発電設備を設置する場合は、「経産省が発行する通知書」
※土地に高低差が大きく利用に制限を受ける等の場合は、断面図。
 - ⑨ 見積書-----事業に係る見積 (転用事業者宛名のもの)・原本 (造成費、消費税等の記載があるもの。用地取得費用を含める。)
 - ⑩ 資金証明-----金融機関の残額証明、融資証明等・原本 (転用事業者以外の残高証明書等は、融資確約書等が必要です。)
 - ⑪ 同意書
 - ・ 水利権者の同意 (区長等)
 - ・ 隣接農地の所有者、耕作者の同意
 - ⑫ 土地改良区の意見書
 - ・ 東播土地改良区-----小野・市場 (大島町・池尻町を除く)・大部・下東条地区
 - ・ 加古川西部土地改良区----復井町・西山町・青野ヶ原町・河合中町・河合

西町

・三井堰土地改良区-----新部町・三和町・旭町・粟生町・昭和町

※来住地区および大島町・池尻町は土地改良区の受益地外ですが、可能な限り土地改良区で受益地外の証明書をもたらしてください。

⑬ 無断転用の場合

・始末書及び現況写真（申請箇所を赤色で表示）

⑭ その他-----他法令の手続きを要する場合は手続き済であること書類

※都市計画法 43 条等の手続きが必要な場合、申請書に受付印が押印された写し

※市街化調整区域で、農家住宅・農業用倉庫等を建築する場合は、当委員会が発行する農業者証明書を添付して、都市計画法施行規則第 60 条の申請が必要です

※市道・里道等に接している場合は、道路管理者と協議してください。

⑮ 当該申請地に抵当権その他の担保物権等が設定されている場合、または他に権利を有する者がいる場合、仮登記がある場合などは、その権利者の同意書。

⑯ 行政書士へ委任される場合は、委任状。

⑰ その他参考資料

その他確認する際に必要な資料

県進達後に求められる必要なもの。

⑱ 一時転用の場合に必要な追加点添付書類（副本はコピー可）

- ・農地復元の確約書
- ・着工から農地復元までの工程表
- ・復元までの見積書
- ・復元までの資金証明書
- ・事業計画書
- ・賃貸借契約書の写し等

☆許可前の事前着工は認められません。

☆受付の締め切りは毎月 8 日です。閉庁日に該当する場合は、その前の開庁日になりますのでご注意ください。

☆農業委員会の開催は原則毎月 21 日です（閉庁日に該当する場合は、その前の開庁日）。当日の午前中に現地での立会い（要同席）がありますので、その際杭等で申請地の境界がわかるようにしておいてください。

☆地籍図（公図）は「登記情報サービス」で取得した不動産登記情報（地図・図面）を印刷したものに、図面情報に相違ない旨、情報を入手した者の住所、氏名を記載し押印したもので可。